

## 平成 27 年度人にやさしい街づくり推進委員会 議事録（抄）

会議の名称 平成 27 年度人にやさしい街づくり推進委員会

開催日時 平成 28 年 3 月 30 日（水）午前 10 時から正午まで

開催場所 愛知県自治センター 4 階 大会議室

出席者 委員 8 名、事務局 7 名、傍聴人 1 名、記者 0 名、委員随行者 0 名

### (1) 人にやさしい街づくりに関する施策の取組状況について

（事務局）

欠席された委員から事前にご意見をいただいておりますので、先に紹介させていただきます。

「4 月から「障害者差別解消法」が施行され、本県としても推進のための条例も成立したところです。特に差別的取扱いは禁止されており、合理的配慮については、民間は努力義務とはいえ、配慮を求められれば検討する必要性が生じてきます。名古屋市では差別相談センターも設立され、県内でも既存の相談機関を通じて相談が持ち込まれることが予想されます。こうしたことについても情報提供しつつ、アクセスのしやすさに対する取組の普及・啓発を進めていただきたいと思います。」

以上です。

（委員長）

督促を何度もして、それなりの成果が見て取れるが、届出が出てこない事業者はどんなところですか。

（事務局）

他県の設計士や住宅を専門にしている設計事務所などで人街条例の届出義務があることを知らなかったという場合があります。

（委員長）

そうすると、今後は条例そのものを知らないところに周知することが、届出率を向上させることに繋がると考えられます。

（委員）

適合証の交付率が平成 21 年度を境に下がってきているが、何か理由がありますか。

(事務局)

事業者が適合証の交付を受けようとする事について、その意識が低下してきたと考えられます。平成 21 年度で何がきっかけになって下がってきたかについてしっかり分析できておりませんが、当初は制度が浸透することにより適合証交付率が上がり、あるところをピークに適合証を受けるという意識が徐々に低下してきて、このような適合証交付率の推移になったものと思われます。

(委員長)

適合証が集客やイメージアップにつながると期待されていますが、事業者はあまりそこに期待していないのではないのでしょうか。適合証交付率はピーク時で 3 割ですが、5 割を超えてくるような意味合いのものに変えることができると良いと思います。

(委員)

適合証交付を受ける労力に対して、集客やイメージアップなどのメリットが十分得られず、インセンティブが働かないということです。県から適合証があるところに行きなさいとも言えないので、例えば、商工会議所などから適合証を受けた場合の優遇を与えていくようなことはどうでしょうか。また、利用者側からの動きとして、条例に適合する使いやすい施設のマップを作っていくということがあると、適合証があることの意味が生まれ、事業者側のインセンティブになっていく。そういった利用者側からの動きも必要で、それが適合証交付率を押し上げていくことになると考えています。

(委員)

バリアフリー法の付加条例としていくことを今年度取り組んでいきたいということが議事録に書いてありますが、今回、付加条例に関係した資料がありません。これはどのように行われて、どう実現していくものなのかをお伺いします。

(事務局)

バリアフリー法の付加条例導入の検討がなくなったということではありません。来年度は、付加条例導入の前段として、これまでの人街条例による指導助言によってどの程度バリアフリー化が進んできているものかを調査することとし、当たり前になったバリアフリー措置は何なのか、あるいは、引き続き人街条例による指導助言が必要なのはどの部分であるかなどについて、過去の人街条例の届出を基に分析を行い、今後の指導助言及び規制のあり方の検討をしていくこととしています。バリアフリー法の付加条例による規制について決定する前に、実態がどうなっているかをしっかりと把握するため、付加条例導入を視野に入れた調査の実施を行うということです。

(委員)

実態調査には取り組んでいただければ良いが、不適合が増えているという状況で、抜本的にすぐに動かないといけない。適合率としてここに数字が出ているのであるから、待ったなしの状態なのではないかと思えます。実態調査後、付加条例化について前向きに検討といったしっかりとした文言を残していただいて、これに対してどうするのかという資料を載せていただきたいと思えます。そこで、今後付加条例化をどうしていくかということをお教えいただけますでしょうか。

(事務局)

この実態調査はその先にある付加条例導入のための基礎資料となるものであり、付加条例による規制は実態調査なくしては実現しないと考えています。どのように効果的に規制していくのかを考えなければなりません。また、こういった実態調査によって、付加条例による規制をどの範囲で行うかという線引きが見えてくるかもしれません。適合率という形で数値が出ていることは認識しておりますので、来年度しっかり検討していきたいと考えています。

(委員)

ぜひ、適合率 100%を目指すためにいつまでに何をやるのか、いつの議会で上程するものか、という具体的なタイムスケジュールを明確に出していただきたいと考えています。

障害者差別解消法については民間については努力義務であるが、兵庫県明石市ではこれを義務規定にして、バリアフリー改修に費用もかかり民間での合理的配慮が難しいということもあり、店舗へのスロープ設置や点字メニューの作成等に補助金を交付するという取組があります。愛知県としても、せつかく付加条例ができるのであれば、人街条例においても、みんなが合理的配慮に取り組みやすくなるのかということについて是非検討していただきたいと思えます。

## (2) 適合率向上への取組について

(委員)

適合率という抽象的なもので成果をあげられても施設を活用する県民はこの成果を感じにくいと思えます。例えば、人街賞で選定理由を示してもらえると施設がどう優れているかということが、我々にもよく分かります。食堂では色々な表彰状がおいてある場合がありますが、そうすると我々は良い店だと感じるということと同じだと思います。

田原市では15年前からバリアフリーに取組み、公共施設をまずバリアフリーにし、一部の古い施設を除き、エレベーター設置を徹底するようにしました。やはり、公共施設がき

ちっとバリアフリー化されていると、民間でもバリアフリーが大事だと思うようになります。これからつくる公共施設は全て適合する施設にしていきたいと思います。

(事務局)

食堂で表彰状がおいてあると良い店だと感じるというお話でしたが、まさに適合証がこの表彰状のような役割になっていくように取り組んでいきたいと考えています。

それから、愛知県で新しくつくるものは全て適合させておりますが、民間ではすべて基準に適合することは難しいということから、県ではどれくらい適合しているかを示す適合率というものを指標として100%にするようにがんばっていきたいと考えています。

(委員)

設計士、設計事務所を主体的に指導するというのは的を射ていることだと思います。大きく事業を展開している事業者であれば、専門のセクションがあり設計者とともに施設をつくっていくことができるかもしれませんが、その他一般の事業者では建築基準法も分からないので、設計者がしっかりしていないと話になりません。そこに目をつけ指導助言を行っているということ、これしかないのではないのでしょうか。チェーン店などの大手は設計が一元化されているので、そこを押さえれば効果がある程度期待できると思います。ただ、基準に適合しているのか、していないかという、ゼロか100かという議論をされており、決して基準を軽んじている訳ではないのですが、利用上支障がないケースもあり得えます。例えば1項目のみ、あるいは90%以上適合しているということの評価できるようなことも必要ではないでしょうか。ゼロか100かという適合率ではなくて、トータルとして使いやすいのかを考えなければなりません。ハードが100%適合しても、運営側がバリアフリーや人にやさしい街づくりの観点にかけている場合は本当の人にやさしい街づくりにはならないと思います。例えば、スロープを設置する場合、狭隘な敷地であるため端の方に設置し適合になったとしても遠回りをしなければならぬが、若干勾配がきつくて入口の近くで安全に利用できるものであれば、適合率から言えば適合していないということになるが利用しやすいものになるということが実態だと思います。100%適合することを目指すのは良いことではありますが、非常に狭隘な所では、若干の許容をもって、それでもなんとかしていただくように指導することが必要であり、こうしたことを踏まえないと本当の意味で円滑化という動きにならないと思います。

適合証については、交付率を上げることが目的ではないと思います。90%以上で適合証を交付するとか、100%でなくても例えば金銀銅のランク付けなどで、どうしたら適合するようになるのかということを考えていただくきっかけをつくり、インセンティブを持ってもらうということも考えていったら良いのではないのでしょうか。我々は100%適合することを目指すべきだとは思いますが、少しでも適合率をあげていくという現実的な問題として考えていく必要があると思います。バリアフリーは作る側が魂をいれなければなりません。

今後も、設計者に対する啓蒙活動をしっかりやっていただき、設計の段階で手を加えていただくよう、これからも愛知県にはしっかり活動していただきたいと思います。

### (3) 人にやさしい街づくり賞ガイドブック（仮称）の作成について

（委員）

活動を継続することはどこの団体も難しいです。最初の思いがだんだんなくなってしまうところもあります。いろんな工夫しながら継続していくところ、長く続けているところを評価していただきたいです。ガイドブックでそういったところをみて活動を始めようとする人が参考になるようなものにしていただきたいと思います。

（委員）

これまで変遷してきたバリアフリーの基準をきちっと対応しているところはすばらしいと思います。ぜひ、継続賞をあげてほしい。

（委員）

ガイドブックは配布方法や配布先はどのように考えていますか。

（事務局）

地域セミナー、人街アドバイザー連続講座、出前講座、県政お届け講座などの啓発の機会を捉えて配布します。他にも、工業高校などの学生への配布やホームページ等でも公開して、広く閲覧していただくようにしていきたいと考えています。

### <その他>

（委員）

2027年に中央リニア新幹線が名古屋駅で開業し開通します。東京都では東京オリンピック・パラリンピックに向けて、バリアフリー化の計画や空港を結ぶ車いす対応バスの試験的導入など着々と準備が進んでいます。

名古屋駅ではまちづくり推進委員会として、どのように対応されるのが非常に心配です。新聞等では、名古屋駅を漢字で迷う駅と書いて報道されているなど、名古屋駅は分かりづらい部分があります。平成27年10月の名古屋駅での普通に歩ける方と車いすの方との格差の調査では、乗り換えで11倍の格差が出てきております。人街条例においても第11条の2において、基準に適合させるための措置として、高齢者、障害者等の意見を聞くよ

う努めなければならないという規定があります。愛知県の地域強靱化計画についても既に基本計画ができており、もう10年しかない状態で、当事者の意見が取り入れられないまま取り残されないようにしたい。そこで、高齢者、障害者等などが取り残されないような名駅の取組について、どのようなお考えなのか、県のお考えをお聞かせください。

(事務局)

名古屋駅の再開発等の推進にあたっては、推進室の主導で現在検討が進められています。わかりやすい乗換空間の形成といったテーマごとにいくつかのプロジェクト調整会議で現在検討が進められています。主要なメンバーが参画して検討されており、愛知県もメンバーになっておりますが、プロジェクト調整会議が非公開であるため事務局を通じた意見だしになると考えています。

(委員)

今のプロジェクト調整会議には、関係するものが幅広く参加しており、有識者の先生方のご意見をいただいて進んでいきます。先ほどの懸念されることをなくすための組織であると考えていただいた方が良くと思います。名古屋駅は、これまでの歴史の積み重ねであるような状況になってしまっています。名古屋市も強い意識をもっていますし、愛知県も高いところからきちんと意見をいただいているので、期待していただいても良いものではないかと思います。

(委員)

人街アドバイザーの活動の場をもう少し考えていただきたいと思います。情報提供や教育活動の場もありますが、アドバイザーの方の活動がなかなか見えてこない。指導・助言という部分でも、事業者や設計者に使えない人たちがいるということを知ってもらわないと指導してもやらないところはやらないと思います。そういったところで、目に見える形でアドバイザーを活用していただければ適合率もあがってくると思います。また、名駅開発でもアドバイザーに入っていただくことが大事なのではないかと思います。

(委員長)

この一年間、地道な取組の中で一定の成果を上げられていることは理解できますが、付加条例については足踏み状態となっているという指摘があったと理解しています。付加条例導入に向け一歩踏み込んだ取組としてもう少し考えていただいて、どういうゴールをめざすのかをはっきりさせていただきたいと思います。アドバイザー活用に関しても、リニアが動く時にアドバイザーが活動できる機会をつくっていただくということが特色になっていくのではないかと思います。それから、適合証の意味合いについても、市民目線で分かりやすくなるようにどうしたら良いかを考えていただければと思います。